

千歳・筑邦市民センターカウンター撤去外業務委託 仕様書

- 1 件 名 千歳・筑邦市民センターカウンター撤去外業務委託
- 2 履行場所 久留米市東合川八丁目、大善寺町宮本
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から 令和8年11月30日まで
- 4 業務内容 各センターの窓口カウンター撤去等を行うもの。
①千歳市民センター
カウンター一部撤去、袖壁メラミン化粧合板フラッシュ新設 など
②筑邦市民センター
カウンター一部撤去、袖壁メラミン化粧合板フラッシュ新設、
タイルカーペット一部撤去・新設 など
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
 - ・作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
 - ・作業日時は、以下の期間及び時間帯で実施するものとし、
【千歳作業日時】 令和8年11月7日（土）9:00-17:00
令和8年11月8日（日）9:00-13:00
【筑邦作業日時】 令和8年11月21日（土）9:00-17:00
令和8年11月22日（日）9:00-13:00
詳細な日程は市担当者と打ち合わせの上、決定すること。
 - ・契約履行に必要な電力、水は無償で支給する。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
 - ・業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること。
- 6 その他 【暴力団排除に関する事項】
受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。